

鳥取県におけるくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する鳥取県沿岸くろまぐろ漁業、鳥取県定置網漁業及び鳥取県その他くろまぐろ漁業の資源管理協定

協定発効日 令和３年４月１日

変更日 令和４年４月１日

変更日 令和５年４月１日

変更日 令和６年４月８日

変更日 令和７年３月２５日

（目的）

第１条 本協定は、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の管理に関して鳥取県資源管理方針（令和２年１２月１日告示６３０号）に定められる知事管理区分の漁獲可能量（又は都道府県別漁獲可能量）を超えないように漁獲可能量（又は漁獲量の総量）の管理を行うことを目的として、本協定に参加している団体又は個人（以下「参加団体等」という。）及び参加団体等に所属する全ての構成員（以下「参加漁業者」という。）により、資源管理基本方針（令和２年農林水産省告示第１９８２号）別紙２－１及び別紙２－２に定められた資源管理の目標の達成のため、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の知事管理区分の漁獲可能量（又は都道府県別漁獲可能量）を遵守するための具体的な取組を行い、もってくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の保存及び管理を図るものである。

（定義）

第２条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 くろまぐろ（小型魚） 鳥取県資源管理方針別紙１－１の第１に定めるくろまぐろ（小型魚）をいう。
- 二 くろまぐろ（大型魚） 鳥取県資源管理方針別紙１－２の第１に定めるくろまぐろ（大型魚）をいう。
- 三 鳥取県くろまぐろ漁業 鳥取県資源管理方針別紙１－１の第２の１及び別紙１－２第２の１に定める鳥取県くろまぐろ漁業をいう。
- 四 沿岸くろまぐろ漁業 鳥取県資源管理方針別紙１－１の第２の１（１）のイ及び別紙１－２の第２の１（１）のイに定める沿岸くろまぐろ漁業をいう。
- 五 定置網漁業 鳥取県資源管理方針別紙１－１の第２の１（１）のイ及び別紙１－２の第２の１（１）のイに定める定置漁業及び小型定置網漁業をいう。
- 六 鳥取県その他漁業（以下「その他漁業」という。） 鳥取県資源管理方針別紙１－１の第２の２及び別紙１－２の第２の２のその他漁業をいう。
- 七 操業 くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の採捕及びそれに付随する探

索、集魚その他これらに準ずる行為をいう。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第3条 本協定の対象となる水域は、鳥取県資源管理方針別紙1-1の第2の1(1)ア及び別紙1-2の第2の1(1)アに定める水域とする。

2 本協定の対象となる水産資源の種類は、くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)とする。

3 本協定の対象となる漁業の種類は、沿岸くろまぐろ漁業及び定置網漁業とする。

(資源管理の目標)

第4条 本協定における資源管理の目標は、資源管理基本方針別紙第2-1及び同別紙第2-2に定める目標とする。

2 前項の目標を踏まえ、本協定では、知事管理区分の漁獲可能量の適切な管理を目指すものとする。

(くろまぐろ(小型魚)の資源管理の目標達成のための具体的な取組)

第5条 くろまぐろ(小型魚)における、資源管理の目標達成のための具体的な取組は、次の各項に掲げるところにより行うものとする。

2 沿岸くろまぐろ漁業と定置網漁業の漁獲可能量の配分は、それぞれ鳥取県くろまぐろ漁業に配分された数量に0.5を乗じた数量を基本とし、漁獲の状況などを勘案し互いに融通することができる。融通を行った場合は、直ちに鳥取県資源管理協議会に融通した数量を報告するものとする。

3 沿岸くろまぐろ漁業における資源管理のための具体的な取組は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

一 漁獲量の総量が配分された漁獲可能量の75%を超えた場合、2キログラム未満の生存個体は放流する。

二 漁獲量の総量が配分された漁獲可能量の85%を超えた場合、くろまぐろ(小型魚)を目的とした操業は自粛し、意図せず採捕した場合でも生存個体は放流する。

三 漁獲量の総量が配分された漁獲可能量の95%を超えた場合、くろまぐろを目的とした操業は自粛し、生存個体は放流する。また、超過を確実に避けるために、1日1尾を混獲採捕した漁業者は、その時点で当該日の操業を切り上げる、又は漁場を移動する。

4 定置網漁業における、資源管理の目標達成のための具体的な取組は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

一 定置網漁業に配分された数量を下表のとおり配分し、それぞれが所属するグループに配分された数量を遵守するものとする。ただし、想定外の来遊等により配分量を超える恐れがある場合には、配分量を融通することができる。融通を行った場合は、

鳥取県資源管理協議会に数量等を報告するものとする。

グループ	地区	漁獲可能量の配分
A グループ	淀江、御来屋、泊、夏泊	定置網漁業に配分された数量に 0.8 を乗じた数量
B グループ	浦富	定置網漁業に配分された数量に 0.2 を乗じた数量

- 二 各グループの漁獲量の総量が配分された漁獲可能量の 75%を超えた場合、突発的な漁獲に備えるためグループ内で漁獲情報を共有し、2 キログラム未満の生存個体は放流する。
- 三 各グループの漁獲量の総量が配分された漁獲可能量の 85%を超えた場合、生存個体は放流する。
- 四 各グループの漁獲量の総量が配分された漁獲可能量の 95%を超えた場合、当該グループにおいて、50 キログラム以上の漁獲が 2 日連続した場合、1 日間出漁を見合わせる。
- 5 全ての知事管理区分における漁獲量の総量が、鳥取県に配分された漁獲可能量の 95%に到達した後においては、くろまぐろ（小型魚）を対象とする操業を取り止めるものとする。

（くろまぐろ（大型魚）の資源管理の目標達成のための具体的な取組）

第 6 条 くろまぐろ（大型魚）における、資源管理の目標達成のための具体的な取組は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- 1 沿岸くろまぐろ漁業と定置網漁業の漁獲可能量の配分は、沿岸くろまぐろ漁業を年 3 トンとし、残りを定置網漁業とする。前年度からの繰り越しがあった場合には、定置網漁業に配分することを基本とする。漁獲の状況などを勘案し互いに融通することができる。融通を行った場合は、直ちに鳥取県資源管理協議会に融通した数量を報告するものとする。
- 2 沿岸くろまぐろ漁業は、漁獲量の総量が配分された漁獲可能量の 75%を超えた場合、大量に採捕され、漁獲可能量を超える恐れが生じた場合は放流する。漁獲量の総量が配分された漁獲可能量の 85%を超えた場合、くろまぐろ（大型魚）の生存個体は放流する。漁獲量の総量が配分された漁獲可能量の 95%を超えた場合、生存個体は放流すると共に、50 キログラム以上の漁獲が 2 日連続した場合、1 日間出漁を見合わせる。
- 3 定置網漁業における、資源管理の目標達成のための具体的な取組は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。
 - 一 定置網漁業に配分された数量を下表のとおりに配分し、それぞれが所属するグループに配分された数量を遵守するものとする。ただし、想定外の来遊等により配分量を超える恐れがある場合には、配分量を融通することができる。融通を行った場合は、

鳥取県資源管理協議会に数量等を報告するものとする。

グループ	地区	漁獲可能量の配分
A グループ	淀江、御来屋、泊、夏泊	定置網漁業に配分された数量に 0.8 を乗じた数量
B グループ	浦富	定置網漁業に配分された数量に 0.2 を乗じた数量

- 二 各グループの漁獲量の総量が配分された漁獲可能量の 75%を超えた場合、突発的な漁獲に備えるためグループ内で漁獲情報を共有し、大量の入網が確認され、漁獲可能量を超える恐れが生じた場合は放流する。
- 三 各グループの漁獲量の総量が配分された漁獲可能量の 85%を超えた場合、くろまぐろ（大型魚）の生存個体は放流する。
- 四 各グループの漁獲量の総量が配分された漁獲可能量の 95%を超えた場合、生存個体は放流すると共に、当該グループにおいて、50 キログラム以上の漁獲が 2 日連続した場合、1 日間出漁を見合わせる。
- 4 全ての知事管理区分における漁獲量の総量が、鳥取県に配分された漁獲可能量の 90%に到達した後においては、くろまぐろ（大型魚）を対象とする操業を取り止めるものとする。

（取組の履行確認に関する事項）

第 7 条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、適宜、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

- 2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。
- 3 第 1 項の履行確認は、鳥取県資源管理協議会において行うこととする。
- 4 第 1 項の履行確認においては、当該取組を確実に履行した旨を確認することとする。

（漁獲量等の漁獲関連情報の報告）

第 8 条 全ての参加者等は、自身が所属する漁協等（以下「所属漁協」という。）を通じて漁業法（昭和 24 年法律第 267 号、以下「法」という。）第 30 条、第 58 条において読み替えて準用する第 52 条及び第 90 条の規定に基づき、漁獲量、資源管理の状況、漁業生産の実績等を鳥取県資源管理協議会及び鳥取県知事に報告するものとする。

- 2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に鳥取県、鳥取県資源管理協議会に報告するものとする。

（取組の効果の検証に関する事項）

第 9 条 第 5 条の具体的な取組のくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の 2 分の 1 を経過した時及び

当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

- 2 鳥取県資源管理方針において当該くろまぐろ（小型魚）又はくろまぐろ（大型魚）に重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。
- 3 前2項の検証は、前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、鳥取県資源管理協議会において行うこととする。

（協定に違反した場合の措置）

第10条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について所属漁協等の間で調査及び協議することとする。

- 2 前項調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者はくろまぐろの水揚げができないこととする。この場合において、当該水揚げができない期間は、違反をした管理年度（及びその翌管理年度）とする。
- 3 前項の全参加者の代理権を有する者が講ずる必要な措置は以下のとおりとする。
 - 一 違反者に対する処置は、違反が確認されて以降のくろまぐろの漁獲禁止に加えて、次の管理期間中の漁獲を制限する。沿岸くろまぐろ漁業及びその他漁業にあつてはくろまぐろを目的とした操業を停止させるものとし、定置網漁業にあつては、生きている個体を全て放流させるものとする。ただし、全参加団体等の間で合意が得られた場合には、違反措置の軽減措置を講ずることができる。
- 4 第1項の調査及び協議の結果、参加漁業者が本協定に違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が本協定の存続（本協定が法第124条第1項の認定を受けている場合にあつては、当該認定）自体に影響を及ぼしかねない程の極めて重大なものであった場合には、当該参加漁業者は本協定の枠組みから離脱しなければならない。
- 5 第1項の調査及び協議の結果並びに第2項及び第4項の違反の程度の認定の承認に当たっては、本協定の参加団体等の決議を経るものとする。

（協定への参加及び協定からの脱退）

第11条 鳥取県資源管理協議会は、本協定に参加しようとする参加団体等に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、鳥取県資源管理協議会が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

- 2 参加団体等の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加団体等は、鳥取県資源管理協議会に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。
- 3 参加団体等が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加団体等は、鳥取県資源管理協議会に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合

において、本協定からの脱退は、鳥取県資源管理協議会が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

(議決権及び決議)

第13条 本協定の参加団体等の議決権は、1参加団体等に付き1票を有するものとする。

2 本協定の決議は、次項各号に掲げる事項を除き、議決権の過半数をもって行うものとする。

3 次の各号に掲げる事項の決議は、それぞれ当該各号に定める議決権をもって行うものとする。

一 第10条第4項の調査及び協議の結果並びに違反の程度の認定の承認 議決権（当該違反をした参加漁業者が所属する参加団体等の有するものを除く。）の3分の2

二 本協定の変更及び本協定の規定に基づく要領、規約等の制定、変更及び廃止 議決権の3分の2

三 本協定の廃止 議決権の5分の4

四 鳥取県知事に対する法第126条第3項の規定による必要な措置の求め 全議決権

(その他)

第14条 本協定に定めのない事項については、参加者等の間又は鳥取県資源管理協議会で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和3年4月1日から施行する。

本変更は、令和4年4月1日から施行する。

本変更は、令和5年4月1日から施行する。

本変更は、令和6年4月8日から施行する。

本変更は、令和7年4月1日から施行する。

(本協定の参加者)

別添参加者名簿のとおり